

全国手をつなぐ育成会連合会 災害支援義援金・災害支援活動資金規程

(目的)

第1条 この規程は、国内において地震、風水害、その他の災害により甚大な被害を受けた育成会会員に対する災害見舞金および被災地に対する支援活動に充てるため、全国手をつなぐ育成会連合会に災害支援義援金・災害支援活動資金（以下「義援金等」という。）を受け付け、その管理、運営等に関する事項を定める。

(義援金等の申し込み)

第2条 義援金等の払い込みについては、全国手をつなぐ育成会連合会が開設する預金口座に入金するものとする。

(積立)

第3条 個人または団体より、災害見舞金を目的として義援金等を払い込まれた場合に、被災地への義援金の資金または支援活動資金の資金として積み立てるものとする。

(寄附金控除)

第4条 個人が特定寄附金として支払った場合には、住民税および所得税の寄附金控除の適用を受けることができる。ただし、寄附金控除対象法人として承認を受けている法人（正会員）が、義援金等の取りまとめに当たり、法人会計に寄附金収入として受け入れ、領収書を交付する場合に限る。

(管理)

第5条 この義援金等は、金融機関への預金、その他安全かつ有利な方法により維持及び管理する。

(管理責任者)

第6条 この義援金等の管理責任者は、全国手をつなぐ育成会連合会会長とする。

(義援金等の受入所在地)

第7条 この義援金等の預金口座は、滋賀県大津市京町4丁目3番28号滋賀県厚生会館 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会事務局内 全国手をつなぐ育成会連合会事務所に置く。

(利子等の処理)

第8条 この義援金等から生ずる利子は、義援金等の預金に編入する。

(処分)

第9条 この義援金等は、第1条に定める目的により取り崩すものとするが、災害見舞金を受けることができる者及び災害見舞金の額は、寄附者が用途を特定するものを除き、役員会の承認を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、義援金等の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、2016年4月1日から施行する。